

処 分 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第 9 条 の 4 第 3 項
処 分 の 概 要	教習射撃指導員の解任の命令
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条 の 4 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の解任の命令）
処 分 基 準	射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	